

平成 19 年度世羅町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、平成 19 年度の世羅町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 19 年 11 月 30 日

世羅町長 山口 寛昭

I 職員の給与に関すること

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第 24 条第 1 項、第 3 項、第 6 項）。

1 人件費の状況（普通会計決算）

（平成 18 年度）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
19. 3. 31 現在	千円	千円	千円	%
19, 204 人	10, 958, 742	182, 853	2, 144, 791	19. 57

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度への繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19 年度	213 人	千円	千円	千円	千円	千円
	(-)	828, 102	85, 665	332, 747	1, 246, 514	4, 290

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

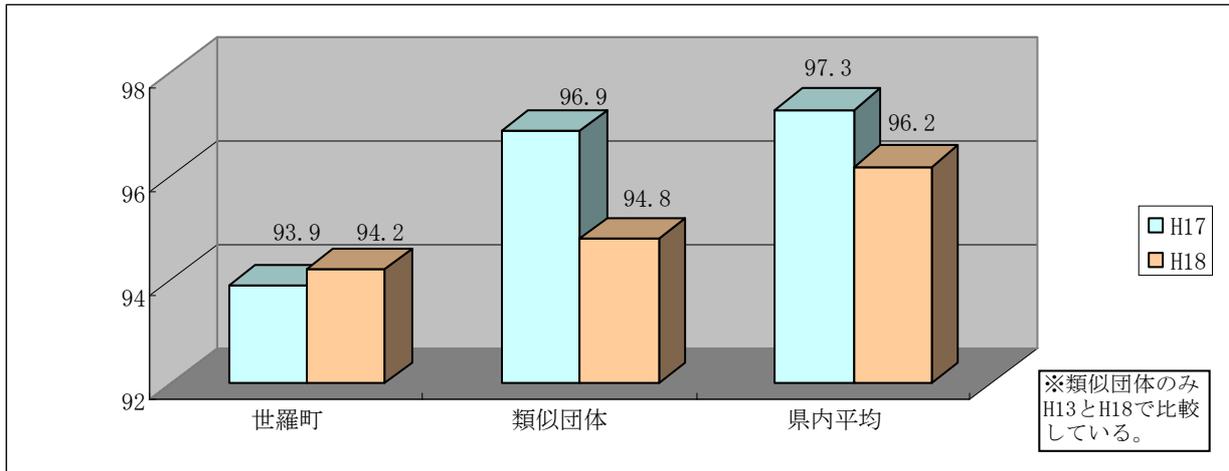
3 () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きである。

4 一人当たりの給与費は、期末・勤勉手当を含めず算出している。

3 特記事項

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 1 年間、1・2 級職員は 2%を、3 級職員は 3%を、4 級職員は 4%を、5・6 級職員は 5%を給料から減じて支給します。

4 ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 県内平均とは、広島県内の市町の加重平均の数値である。

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成19.4.1現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
世羅町	42.6歳	324,643円	375,110円	350,858円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円
類似団体	42.7歳	332,880円	369,625円	358,569円

②技能労務職

区分	公務員					民間	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給与月額
世羅町	50.0歳	5人	378,340円	392,052円	392,052円	—	—
国	48.4歳	—	286,500円	—	318,595円	—	—
類似団体	46.9歳	—	297,106円	317,679円	311,523円	—	—
県	—	—	—	—	—	40.8歳	244,200円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～平成18年の3ヵ年平均)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。ただし、類似団体は、平成18年4月1日現在の数値である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとで

アルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。

4 賃金構造基本統計調査が企業規模 10 人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業所規模 50 人以上の事業所を対象としています。

広島県人事委員会の民間給与実態調査（技能・労務関係職種：電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員）の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
51.8 歳	390.1 千円	5,747.5 千円

（注）平成 16 年から平成 18 年までの 3 ヶ年平均。平均給与月額を 12 倍したものに、毎年の特別給支給状況の額を加えた試算値です。

2 職員の初任給の状況

（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分		世羅町		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	156,600 円	173,300 円	170,200 円	183,800 円
		159,700 円	176,800 円		
	高校卒	135,700 円	145,100 円	138,400 円	148,000 円
		138,400 円	148,000 円		

（注）1 世羅町の初任給及び 2 年後の給料の上段は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで実施している給料から 5%減額した後の金額で、下段は、国家公務員の給料と比較のため減額前の金額である。

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	(経験年数 13 年) 276,567 円	288,975 円	341,800 円
	高校卒	(経験年数 13 年) 243,767 円	259,225 円	303,050 円

III 一般行政職の級別職員数の状況

1 一般行政職の級別職員数の状況

（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	主事、技師	1 (-)	0.6 (-)
2 級	主任主事、主任技師	14 (-)	8.3 (-)
3 級	主任の職務	63 (-)	37.5 (-)
4 級	係長又は主査の職務	57 (-)	33.9 (-)
5 級	支所の課長、主幹、課長補佐又は所長の職務	20 (-)	11.9 (-)
6 級	課長、室長、支所長又は局長の職務	13 (-)	7.7 (-)
計		168 (-)	100 (-)

（注）1 世羅町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務の内容とは、それぞれの急に該当する代表的な職務である。
3 () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きである。

2 昇給への勤務成績の反映状況

なし

IV 職員の手当の状況

1 期末・勤勉手当

世羅町			国		
1人当たりの平均支給額 (18年度)					
1,547千円					
(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分 (0.75)	0.725月分 (0.35)	6月期	1.4月分 (0.75)	0.725月分 (0.35)
12月期	1.6月分 (0.85)	0.725月分 (0.40)	12月期	1.6月分 (0.85)	0.725月分 (0.40)
計	3.0月分	1.45月分	計	3.0月分	1.45月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職務の級による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・ 役職加算 5~10%			・ 役職加算 5~20%		
			・ 管理職加算 10~25%		

(注) 1 () 内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政)

一律支給

2 退職手当 (平成19年4月1日現在)

世羅町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
・ 早期勸奨退職特例措置 (3~30%加算)					
1人当たり平均支給額					
16,280千円		26,731千円			

3 特殊勤務手当

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (18 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (18 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18 年度)		0 %	
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
公害調査又は指導職員の特殊勤務手当	環境整備課職員	公害調査	日 額 200 円
税務職員の特殊勤務手当	税 務 課 職 員	出張徴収	日 額 200 円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	環境整備課職員	防疫等作業	日 額 200 円
野犬掃とう又は狂犬病予防注射に従事する職員の特殊勤務手当	環境整備課職員	野犬掃とう	日 額 200 円
行旅病人、行旅死亡人又は捨て子の収容に従事する職員の特殊勤務手当	保健福祉課職員	行旅病人等の収容	日 額 200 円
山林立ち入り調査に従事する職員の特殊勤務手当	国土調査室職員	山林の境界調査	日 額 200 円

4 時間外勤務手当

支給実績 (18 年度決算)	10,554 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (18 年度決算)	50 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

5 その他の手当

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国制度との異同	国制度と異なる場合	支給実績 (18 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (18 年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円	同		28,036 千円	200,258 円
	・配偶者以外の扶養親族 (配偶者扶養) 6,000 円				
	・配偶者以外の扶養親族 1 人 (配偶者非扶養) 6,500 円				
	・配偶者以外の扶養親族 1 人 (配偶者なし) 11,000 円				
	・その他の扶養親族 6,000 円				
	・特定期間の加算 5,000 円				
住居手当	・自宅居住者 (新築 5 年間) 2,500 円	同		8,087 千円	192,558 円
	・借家、借間居住者 (最高支給限度額) 27,000 円				
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	異	国は使用距離区分に応じ 2,000 円 (片道 2km 以上) から最高 24,500 円	20,688 千円	111,228 円
	・交通用具使用者 通勤往復距離 1 km 当たり 20 円 (往復距離が 2km 未満 0 円)				
管理職手当	支所長 33,000 円	異	国に制度なし	11,616 千円	283,317 円
	課長 (本所) 30,000 円				
	課長補佐、課長 (支所) 20,000 円				
	総務係長、職員係長、財務係長 20,000 円				
管理職特別勤務手当	6 時間以内 4,000 円	同		36 千円	6,000 円
	6 時間を超える 6,000 円				

6 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	備 考
給料	町 長	630,000 円	H19. 4. 1～20. 3. 31 まで (700,000 円)
	副 町 長	535,500 円	H19. 4. 1～20. 3. 31 まで (595,000 円)
	収 入 役	504,200 円	H19. 4. 1～20. 3. 31 まで (548,000 円)
報酬	議 長	268,800 円	H19. 4. 1～20. 3. 31 まで (280,000 円)
	副 議 長	224,100 円	H19. 4. 1～20. 3. 31 まで (231,000 円)
	議 員	205,800 円	H19. 4. 1～20. 3. 31 まで (210,000 円)
期末手当		(18年度支給割合)	
	町 長	6 月期 1.60 月分	
	副 町 長	12 月期 1.75 月分	
	収 入 役	計 3.35 月分	
		(18年度支給割合)	
	議 長	6 月期 1.60 月分	
副 議 長	12 月期 1.75 月分		
議 員	計 3.35 月分		
退職手当		(算定方法)	
	町 長	(年数) × 5.0 × (給料)	
	副 町 長	(年数) × 3.0 × (給料)	
収 入 役	(年数) × 2.7 × (給料)		

(注) 1 備考覧の()内は、本来の給料月額である。

V 職員数の状況

1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般行政部門	議 会	2	2	—	
	総務企画	48	45	▲3	人事異動による減員
	税 務	15	13	▲2	人事異動による減員
	民 生	64	57	▲7	人事異動による減員
	衛 生	13	13	—	
	労 働	0	0	—	
	農林水産	29	24	▲5	人事異動による減員
	商 工	2	2	—	
	土 木	15	17	2	人事異動による増員
	小 計	188 (—)	173 (—)	▲15 (—)	
特別行政部門	教 育	39	37	▲2	人事異動による減員
	警 察	0	0	—	
	消 防	0	0	—	
	小 計	39 (—)	37 (—)	▲2 (—)	
公営企業等会 計	水 道	9	8	▲1	人事異動による減員
	下 水 道	3	5	2	人事異動による増員
	そ の 他	16	18	2	人事異動による増員
	小 計	28 (—)	31 (—)	3 (—)	
合 計		255 (—) [271]	241 (—) [271]	▲14 (—) [—]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 教育長含む

3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

4 [] 内は、条例定数の合計である。

2 年齢別職員構成の状況

(平成 19 年 4 月 1 日)

区分	20 歳 未満	20 歳 23 歳	24 歳 27 歳	28 歳 31 歳	32 歳 35 歳	36 歳 39 歳	40 歳 43 歳	44 歳 47 歳	48 歳 51 歳	52 歳 55 歳	56 歳 59 歳	60 歳 以上	計
職員 数	人 0	人 2	人 19	人 25	人 38	人 29	人 27	人 12	人 34	人 43	人 11	人 0	人 240

3 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
17	21	226

② 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

全会計で 35 人削減

VI 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間 (一般職の標準的なものを記入)

(平成 19 年 7 月 1 日現在)

1 週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備考
40 時間	8 時 30 分	17 時 30 分	60 分 12:00~13:00	—	

(注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から開放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 年次有給休暇の取得状況

(平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C %	取得率 B/A %
10,400	2,084	260	8.0	20.0

3 特別休暇等の状況（平成19年4月1日現在）

(1) 休暇

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年20日 翌年への繰越し20日を限度	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 引き続き180日を超えない範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間	有給
特別 休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等としての出頭	証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	1日につき1時間を超えない範囲内	有給
	産前休暇	6週以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	生後1年に達しない子を育てる場合	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付き添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内	有給
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員がその子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日～7日	有給
	父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	7月から9月までの期間内における連続する3日の範囲内	有給
	現住居の滅失、損壊	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内	有給
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の自己等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給	

(2) 育児休業制度

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

VII 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成 18 年度）

区分		降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号	—	—		
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号	—	—	1	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号	—	—		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号	—	—		
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号			—	
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 号	—	—	—	—
計		—	—	1	—

2 懲戒処分者数（平成 18 年度）

区 分		戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号	—	2	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号	—	—	—	—	—
計		—	2	—	—	—

(注) 1 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

VIII 職員の服務に関すること

1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況 （平成 19 年 4 月 1 日現在）

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員派遣	特別の法律で設立された法人派遣法第 2 条第 3 号	広島県土地開発公社	—	1	1
合 計			—	1	1

2 営利企業等の従事許可の状況

(平成 19 年 11 月 1 日現在)

区 分	件	備考
許可件数	34	

(注) 1 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団地の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

IX 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定 (地方公務員法第 39 条第 2 項)

策定の有無	策定期間
無	平成 18 年 2 月

(2) 研修の実施状況 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日)

区分	実施場所等	研修名	受講者数 (人)
一般研修	広島県自治研修センター	初任者研修	4
		中堅職員研修	8
		特別研修	34
特別研修	広島県市町村振興協会	海外研修	1
企業研修	民間企業	企業研修	32
その他	世羅町商工会等	接遇研修等	11
合 計			90

2 職員の勤務成績の評定の状況 (地方公務員法第 40 条) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日)

(1) 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入 (予定) 時期
無	平成 20 年 4 月

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません (地方公務員法第 42 条)。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故 (病気、負傷、出産、死亡、災害等) に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり (地方公務員法第 43 条第 1 項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は (財) 広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

福利厚生状況

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施
共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付 療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ○休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金 組合員期間が1ヶ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業 短期人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ○宿泊事業 共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業 普通貯金の受け入れ ○貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高齢者医療貸付など
市町村職員共済互助会	<ul style="list-style-type: none"> ◎給付事業 短期人間ドック補助、入学祝金、結婚祝金、育児休業補助金など ◎厚生事業 各種団体保険事業の実施

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

（単位：件、平成18年度）

公務災害	通勤災害	計
1	—	1

（注）1 平成18年度認定件数である。

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます(同第49条の2第1項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、世羅町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会にかかる事務処理を広島県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	平成 18 年度内の措置 要求の件数 A	平成 18 年度内の終結 件数 B	平成 18 年度末継続件 数 A-B
給 与	—	—	—
旅 費	—	—	—
勤務時間	—	—	—
休 暇	—	—	—
執務環境	—	—	—
厚生福利	—	—	—
転 任	—	—	—
任 用	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	平成 18 年度内の申立 件数 A	平成 18 年度内の終結 件数 B	平成 18 年度末継続件 数 A-B
分 限 処 分	降給	—	—
	降任	—	—
	休職	—	—
	免職	—	—
懲 戒 処 分	戒告	—	—
	減給	—	—
	停職	—	—
	免職	—	—
転任	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

XI 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1 職員の給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
18年度	千円 438,910	千円 △103,305	千円 22,053	% 5.02

② 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	7人 (-)	千円 27,105	千円 2,179	千円 11,022	千円 40,306	千円 5,758

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 給与費は当初予算に計上された額である。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きである。

③ 特記事項

平成19年4月から平成20年3月までの1年間、1・2級職員は2%を、3級職員は3%を、4級職員は4%を、5・6級職員は5%を給料から減じて支給します。

2 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収月額
世羅町	40.8歳	312,513円	474,426円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

世羅町		
1人当たりの平均支給額(18年度)		
1,494千円		
(18年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分 (0.75)	0.725月分 (0.35)
12月期	1.6月分 (0.85)	0.725月分 (0.40)
計	3.0月分	1.45月分
(加算措置の状況)		
職務の級による加算措置		
・ 役職加算 5~10%		

- (注) 1 () 内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

② 退職手当（平成19年4月1日現在）

世羅町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
・ 早期勸奨退職特例措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額		
	千円	千円

③ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	20 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	5 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

5 その他の手当

（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職と異なる場合	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 13,000円	同		386千円	193,000円
	・ 配偶者以外の扶養親族（配偶者扶養） 6,000円				
	・ 配偶者以外の扶養親族1人（配偶者非扶養） 6,500円				
	・ 配偶者以外の扶養親族1人（配偶者なし） 11,000円				
	・ その他の扶養親族 6,000円				
	・ 特定期間の加算 5,000円				
住居手当	・ 自宅居住者（新築5年間） 2,500円	同		—	—
	・ 借家、借間居住者（最高支給限度額） 27,000円				
通勤手当	・ 交通機関利用者 運賃等相当額	同		236千円	59,000円
	・ 交通用具使用者 通勤往復距離1km当たり20円 （往復距離が2km未満0円）				
管理職手当	支所長 33,000円	同		—	—
	課長（本所） 30,000円				
	課長補佐、課長（支所） 20,000円				
	総務係長、職員係長、財務係長 20,000円				
管理職特別勤務手当	6時間以内 4,000円	同		0千円	0円
	6時間を超える 6,000円				

（注）1 「支給実績（18年度決算）」と「支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）」の「—」は、支給対象者が1人であるため、金額を記載していません。

(2) 下水道事業

1 職員の給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
18年度	千円 512,003	千円 △19,572	千円 24,123	% 4.71

② 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	4人 (-)	千円 15,491	千円 1,997	千円 6,457	千円 23,945	千円 5,986

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 給与費は当初予算に計上された額である。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きである。

③ 特記事項

平成19年4月から平成20年3月までの1年間、1・2級職員は2%を、3級職員は3%を、4級職員は4%を、5・6級職員は5%を給料から減じて支給します。

2 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収月額
世羅町	46.5 歳	355,800 円	566,352 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

世羅町		
1人当たりの平均支給額(18年度)		
1,621 千円		
(18年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分 (0.75)	0.725月分 (0.35)
12月期	1.6月分 (0.85)	0.725月分 (0.40)
計	3.0月分	1.45月分
(加算措置の状況)		
職務の級による加算措置		
・ 役職加算 5~10%		

- (注) 1 ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

② 退職手当（平成19年4月1日現在）

世羅町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
・ 早期勸奨退職特例措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額		
	千円	千円

(2) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	0 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	0 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 「—」は支給対象者が1人であるため、金額を記載していません。

5 その他の手当

(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職と異なる場合	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 13,000円	同		1,001千円	250,250円
	・ 配偶者以外の扶養親族（配偶者扶養） 6,000円				
	・ 配偶者以外の扶養親族1人（配偶者非扶養） 6,500円				
	・ 配偶者以外の扶養親族1人（配偶者なし） 11,000円				
	・ その他の扶養親族 6,000円				
	・ 特定期間の加算 5,000円				
住居手当	・ 自宅居住者（新築5年間） 2,500円	同		346千円	173,000円
	・ 借家、借間居住者（最高支給限度額） 27,000円				
通勤手当	・ 交通機関利用者 運賃等相当額	同		188千円	94,000円
	・ 交通用具使用者 通勤往復距離1km当たり20円 （往復距離が2km未満0円）				
管理職手当	支所長 33,000円	同		—	—
	課長（本所） 30,000円				
	課長補佐、課長（支所） 20,000円				
	総務係長、職員係長、 財務係長 20,000円				
管理職特別勤務手当	6時間以内 4,000円	同		0千円	0円
	6時間を超える 6,000円				

(注) 1 「支給実績（18年度決算）」と「支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）」の「—」は、支給対象者が1人であるため、金額を記載していません。